

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	令和元年8月24日 18時10分ごろ
発生場所	鹿児島県出水市桂島漁港南東方沖 黒之瀬戸大橋橋梁灯（C1灯）から真方位063°5.1海里付近 （概位 北緯32°08.7′ 東経130°15.8′）
事故の概要	プレジャーボート海宝丸は、北北東進中、定置網に進入し、定置網が損傷した。
事故調査の経過	令和元年8月27日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 海宝丸、1.5トン
船舶番号、船舶所有者等	293-41703熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラ軸に曲損 定置網 固定用ロープに切損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 4 海象：波高 約1m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、職場の同僚2人を乗せ、釣りを終えて帰航していたところ、風が強まり、波が高くなってきたので、桂島漁港に避難することとし、同漁港に向けて北北東進中、同漁港南東方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）に進入し、本件定置網の固定用ロープがプロペラに絡まって航行不能となった。 船長は、本事故当時、本件定置網の約30m手前で複数の浮子を視認したが、早く避難したいと思い、浮子の近くには漁具等のロープがあることを意識せずに浮子の近くを航行したと本事故後に思った。
分析	本船は、風が強まって波が高くなる状況下、北北東進中、船長が、本件定置網の約30m手前で複数の浮子を視認したが、早く避難したいと思い、浮子の近くには漁具等のロープがあることを意識しておらず、浮子の近くを航行したことから、本件定置網に進入し、本件定置網が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、風が強まって波が高くなる状況下、本船が北北東進中、船長が、本件定置網の約30m手前で複数の浮子を視認したが、早く避難したいと思い、浮子の近くには漁具等のロープがあることを意識しておらず、浮子の近くを航行したため、本件定置網に進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・浮子の近くには、漁具等が設置されていることが多いので、航行中に浮子を視認した場合、浮子から離れて航行すること。